

有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定・承認について

○ 趣旨

令和3年度に開催いたしました名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会で適当と認められた病床整備計画について、愛知県医療審議会医療体制部会の意見を聴いた結果を踏まえ、適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたのでご報告します。

(根拠規定：医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務取扱要領第7)

1 病床整備計画書提出医療機関

適用の種別	病床の種類	設置予定の診療所 ①名称 ②所在地 ③開設者 ④標榜科目	開設病床数(床)			備考
			現在	増加	計	
① 【第2号関係】 周産期医療	一般 病床	① おおばやしマタニティクリニック ② 北名古屋市鹿田道下50番地 ③ 大林 勇輝 ④ 周産期 産婦人科 小児科	0	15	15	令和4年9月 使用開始予定
② 【第2号関係】 周産期医療	一般 病床	① 医療法人昇樹会 上野レディスクリニック ② 名古屋市北区大曾根1丁目29番33号 ③ 上野 直樹 ④ 産科、婦人科	13	5	18	令和5年2月 使用開始予定

2 基準に対する申請内容

計画書①：おおばやしマタニティクリニック

次の要件を満たすこと

運用の種別	基準	申請内容	適否
周産期医療	(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	病床整備計画書：「産婦人科」	適
	(2) 分娩を取扱うこと。	事業計画書で、分娩を取り扱うことが明記	適
	(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	開設後、速やかに「愛知県周産期医療情報システム」への登録手続きを行う確約書を提出済	適

計画書②：上野レディースクリニック

次の要件を満たすこと

運用の種別	基準	申請内容	適否
周産期医療	(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。	「産科・婦人科」	適
	(2) 分娩を取扱うこと。	事業計画書で、分娩を取り扱うことが明記	適
	(3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	愛知周産期医療情報システム登録済（ID取得済） 地域周産期母子センターとの連携実績あり	適

3 地域医療構想推進委員会の意見

- (1) 名古屋・尾張中部構想区域（計画書①：おおばやしマタニティクリニック）
 - ・開催日時 令和3年10月18日（対面開催）
 - ・委員会における協議結果 **<適当>**
- (2) 名古屋・尾張中部構想区域（計画書②：上野レディースクリニック）
 - ・開催日時 令和4年2月3日（Web開催）
 - ・委員会における協議結果 **<適当>**

4 医療審議会医療体制部会の意見

- (1) 医療審議会医療体制部会（計画書①：おおばやしマタニティクリニック）
 - ・開催日時 令和3年11月4日（対面開催）
 - ・部会における協議結果 **<適当>**
- (2) 医療審議会医療体制部会（計画書②：上野レディースクリニック）
 - ・開催日時 令和4年2月15日（対面開催）
 - ・部会における協議結果 **<適当>**

(参考)

診療所の病床の届出の基準について（医療法施行規則第1条の14第7項の適用について）

- 診療所に病床を設置する場合は、医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を必要とします。
- 「医療法施行規則に定める場合」に該当するかどうかは、事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、医療審議会の審議を経るものとされており、医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、知事への許可申請の代わりに届出により病床を設置することができます。
- また、新たな病床の整備を行う際には、地域医療構想との整合性を踏まえることとされており、医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議（本県では「地域医療構想推進委員会」）における議論の内容を参考とすることとされています。
- 届出基準の審査に当たっては、診療所開設（予定）地の地域医療構想推進委員会及び医療審議会医療体制部会の意見を聴くこととします。
- 審査結果について、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告することになっています。

医療法施行規則に定める場合 (医療法施行規則第1条の14第7項)	届出基準 (医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領)
(1号) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。	(略)
(2号) 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、 周産期医療 、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。	○へき地の医療 (略)
	○小児医療 (略)
	○周産期医療 (1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。
○救急医療 (略)	

<有床診療所病床整備計画の審議の流れ>

